

学校給食費無償化の早期実現を求める意見書

学校給食は、教育活動の重要な一環として位置づけられており、食育の推進や子どもたちの健全な成長に不可欠な役割を果たしている。しかしながら、現行の制度下においては、食材費等の経費は保護者負担となっている。

日本国憲法第 26 条では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じ、ひとしく教育を受ける権利を有する。その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」と規定されており、この憲法の理念に鑑みれば、学校給食については無償化し、保護者負担を軽減することは、とりわけ物価高騰が続く昨今において、その必要性がさらに高まっているところである。

沖縄県においては、子どもの貧困率は高く、また県民所得も全国最下位という厳しい経済状況が続いている。このような状況下で、多くの保護者が学校給食費の無償化を望んでいるところである。

かかる状況を鑑み、本市においては、令和 7 年 4 月より、中学校の学校給食費については、沖縄県の補助に加え本市が半額を公費で支援することで完全無償化し、また小学校の学校給食費については、本市が保護者負担分の半額補助を実施する予定である。沖縄県においても早急な対応が求められる。

しかしながら、本取り組みは大幅な支出増加を伴い、自治体の財政を圧迫するなど課題があることから持続可能な制度として確立することが強く求められているところである。自治体の財政状況の格差如何により、子どもたちやその保護者が不平等を被ることがないように、また食育の推進や義務教育の平等性を確保するためにも、国による抜本的な制度改革が不可欠である。

よって、本市議会は、全ての子ども達に平等に学校給食を保障するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るために、下記の事項について、国及び沖縄県に対し、学校給食費無償化の早期実現を強く要望する。

記

- 一 自治体間の格差が生じることがないように、国の制度として、必要な栄養素を満たす形で、就学援助者を含めた学校給食費の全国一律学校給食費無償化を実現すること。
- 一 国による全国一律学校給食費無償化が実現するまでの間、沖縄県の制度として、財政的支援の拡充を行い、小学生の学校給食費の半額の補助を実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年（2025 年）3 月 18 日

那 覇 市 議 会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事